

(別記様式2)

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県青少年会館		
所在地	前橋市荒牧町2番地12		
所管部局・課	教育委員会生涯学習課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	青少年教育係	内線	4668

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

・地方自治法
・群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

青少年団体活動の振興及び青少年の健全な育成を図るため。

(2) 設置当初の状況

県青年団連合会をはじめとする青少年団体関係者の運動の結果、宿泊機能を持った青少年及び青少年団体の活動拠点施設として、昭和57年6月に開館した。また、施設を管理運営する財団の設立に際し、基本財産の2分の1(1億4百万円)を県が出捐するなど、深く関わった。

(3) 施設を取り巻く現状

親子参加の事業を開催し、親子の絆や参加者同士の交流深める機会、ボランティア活動等への参加機会の提供や、青少年指導者の養成を行うとともに、学校や青少年団体、高齢者福祉施設等の地域社会との連携・協力を強化し、青少年の健全育成に資する様々な事業を展開している。また、青少年団体が事務局を置く等、青少年団体の活動拠点としても機能している。

3 施設の概要

設置年月日	昭和57年6月5日
敷地面積(所有者)	8,862㎡(県)
主な施設(床面積、階数等)	事務室、会議室、宿泊室等(3,676㎡、3階建)
建設費	403,700千円
備考	平成11年度増築工事(工事費:269,020千円)

◇入園料・利用料等

(円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	
※別紙		【休館日】 月曜日(月曜日が国民の祝日にあたる時はその直後の休日でない日) 年末年始(12月27日～1月5日)
		【宿泊の場合】 本館チェックイン 17:30～ 新館チェックイン 15:00～

4 施設における実施事業

- 1 指定管理事業
- (1) 施設運営事業(快適安全、効率的な施設設備の管理及び利用者の受入)
 - (2) 青少年指導者養成事業(青少年指導者専門講座、リーダー指導者研修会、市町村青少年教育担当者研修会)
 - (3) 青少年ボランティアの養成及び情報提供事業(ボランティア体験講習会、中学生・高校生交流ボランティア体験、体験活動・ボランティア活動支援センター)
 - (4) 青少年の交流・体験活動事業(ふれあい・ゆうあい交流フェスタ、親子ふれあい会館ロジ、国際交流推進事業)
 - (5) 青少年団体の育成及び指導事業(青少年団体活動支援事業)
 - (6) 情報収集・情報提供システム事業(ぐんま青少年ねっと)
- 2 自主事業
- (1) 青少年活動支援事業(青少年活動支援事業、婚活支援事業、青少年会館友の会育成、ふれあい居場所づくり事業、夏休みキッズスクール、高校生のための写真講座)
 - (2) プログラム支援事業(会館利用者プログラム提供)
 - (3) 地域連携協力事業(職場体験受入事業等)
 - (4) 補助事業(団体補助)
- 3 委託事業
- 青少年自立・再学習支援事業
 - ・悩みを抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業「G-GKYPlan」
 - ・学びを通じたステップアップ支援促進事業

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	30年度(当初予算額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
歳 入(①)	537	576	514	570	627
使用料	7	7	7	7	7
光熱水費収入	530	569	507	563	620
歳 出(②)	65,825	65,825	66,224	66,224	66,224
指定管理料	65,825	65,825	66,224	66,224	66,224
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 65,288	▲ 65,249	▲ 65,710	▲ 65,654	▲ 65,597
歳入・歳出の主な増減理由					

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	30年度(当初計画額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
収 入(①)	79,090	77,824	78,472	76,545	77,247
指定管理費	65,825	65,825	66,224	66,224	66,224
利用料収入	12,918	11,815	11,952	10,004	10,752
参加者負担金	347	184	296	317	271
支 出(②)	79,090	76,810	77,735	74,258	75,754
人件費	57,511	53,756	52,624	50,262	50,183
委託料	4,505	4,439	4,335	4,212	4,204
光熱水費	5,719	7,344	6,233	7,433	8,331
租税公課費	4,735	4,153	4,031	3,995	3,870
管理運営費等	6,620	7,118	10,512	8,356	9,166
収支(①-②)	0	1,014	737	2,287	1,493
歳入・歳出の差額、収支 の主な増減理由					

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
常勤職員	10	10	11	10	10
非常勤職員	0	0	0	3	3
合 計	10	10	11	13	13

7 施設利用の状況

区 分	30年度※	29年度	28年度	27年度	26年度
年間利用者総数(人)	15,442	46,401	47,631	44,815	46,391
有料利用者数(人)	11,752	29,961	30,497	29,188	28,213
無料利用者数(人)	3,690	16,440	17,134	15,627	18,178
目標利用者数(人)	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
施設稼働率(%)	36	39	38	36	38
稼働率対象施設(設備)	プレイホール、大会議室、中会議室、小会議室、特別会議室、音楽室、多目的学習室、本館ミーティングルーム、新館ミーティングルーム、第1～6和室				
利用者の主な増減理由	平成27年度は定期利用団体が運営を縮小したことや、1月の雪の影響等で利用者が減少したが、平成28年度以降はホームページのリニューアルや企業等への宣伝活動の成果もあり、利用者数は持ち直している。				

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	<p>当該施設は、青少年団体の活動振興及び青少年の健全育成推進を目的に設置された施設であり、青少年や青少年団体の活動拠点の場である。また、県青少年教育行政施策展開の拠点としての役割も担っており、県の青少年健全育成推進のためにも、引き続き県有施設として運営していく必要がある。</p>
業務等の見直し	<p>当該施設の目的である青少年団体活動の振興及び青少年の健全な育成を、より効果的に実施・推進し、県の青少年教育行政に資するためには、施設の管理だけでなく、事業の実施が必要不可欠であり、今後も、施設の管理及び青少年健全育成事業の実施を指定管理業務とし、施設を運営していくことが望ましい。</p> <p>一方で、利用料金の設定や、利用促進のための広報・PR活動等、検討すべき課題が見受けられる。</p>

群馬県青少年会館利用料金表

1 利用料金

(円)

区分		使用料				
		午前	午後	夜間	一日	
プレイホール	甲類		6,670	9,070	11,300	27,040
		一時間につき	2,500			
	乙類		10,020	13,500	17,100	40,620
		一時間につき	3,770			
多目的学習室	大	甲類	2,570	3,490	4,420	10,480
		乙類	4,110	5,550	6,990	16,650
	中	甲類	1,850	2,570	3,290	7,710
		乙類	2,980	4,110	5,140	12,230
	小	甲類	820	1,130	1,440	3,390
		乙類	1,330	1,850	2,360	5,540
大会議室	甲類	4,280	5,840	7,390	17,510	
	乙類	6,890	9,320	11,700	27,910	
中会議室	甲類	2,020	2,840	3,560	8,420	
	乙類	3,180	4,460	5,610	13,250	
小会議室	甲類	1,540	2,020	2,610	6,170	
	乙類	2,410	3,180	4,070	9,660	
特別会議室	甲類	3,090	4,050	5,130	12,270	
	乙類	4,840	6,380	8,160	19,380	
音楽室	甲類	2,370	3,090	3,800	9,260	
	乙類	3,700	4,960	6,120	14,780	
第一和室、第二和室又は第三和室	甲類	1,540	2,020	2,610	6,170	
	乙類	2,410	3,180	4,070	9,660	
第四和室	甲類	820	1,060	1,410	3,290	
	乙類	1,270	1,640	2,160	5,070	
第五和室又は第六和室	甲類	580	820	930	2,330	
	乙類	870	1,270	1,520	3,660	
特別室宿泊料	甲類	高校生以下の者又はこれに準ずると知事が認め その他	一人一泊につき			1,020
			一人一泊につき			1,950
	乙類		一人一泊につき			3,900
その他宿泊料	甲類	高校生以下の者又はこれに準ず その他	一人一泊につき			700
			一人一泊につき			1,300
	乙類		一人一泊につき			2,610
プロジェクター	甲類		一日			770
	乙類		一日			1,540

2 減免基準

- 一 指定管理者が利用する場合 条例別表に規定する利用料金の全部の額（宿泊料を除く。）
- 二 条例別表注一イ及びロに掲げる団体のうち青少年会館に事務局を置くもの及び群馬県青少年団体連絡協議会に加盟する団体が利用する場合 条例別表に規定する利用料金の全部の額（宿泊料を除く。）
- 三 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び その介護者一名が利用する場合 条例別表に規定する利用料金の二分の一の額